

◇特別障害者手当の支給の対象となる障がいの程度

1	両眼の視力の和が 0.04 以下のもの
2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くものもしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4	両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
5	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6	1~5 に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が 1~5 と同程度以上と認められる状態であって、日常生活で常時介護を要するもの
7	精神障害であって、1~6 と同程度以上と認められる程度のもの